国土交通省の地方整備局等における庁費等の予算執行について

1　検査の背景及び実施状況

(1) 参議院からの検査要請の内容

ア　検査の対象

国土交通省等

イ　検査の内容

国土交通省の地方整備局等における庁費等の予算執行についての次の各事項

① 契約方法、契約手続などの状況

② 契約内容、契約金額などの状況

③ 契約相手方の状況

④ 一般会計と特別会計における計上区分及び執行の状況

(2) 道路関係業務等の国会の議論等

第169回国会（平成20年1月から6月）において、国土交通省の道路整備特別会計における支出の状況や一般乗用旅客自動車（以下「タクシー」という。）の使用状況について、また、厚生労働省の一般会計と労働保険特別会計（以下「労働特会」という。）のタクシー使用金額の支出の状況について議論がなされた。

また、21年6月に、公正取引委員会は、国土交通省の北海道開発局及び各地方整備局において発注された車両管理業務の入札参加業者等に対し、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」第3条の規定に違反する行為（以下「談合」という。）を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

(3) 検査の着眼点

庁費には、予算科目として明確に区分されている09庁費のほかに、公共事業関係費の工事費関係の中に工事等に直接関係して庁費と同様な費途に支出される庁費的経費がある（以下、09庁費に庁費的経費を合せたものを「庁費等」という。）。

本院は、国会等の議論や20年10月の「道路整備特別会計における支出の状況について」等の本院の意見表示を踏まえつつ、国土交通省の地方整備局等における庁費等の予算の執行について検査を実施した。

検査に当たっては、前記の検査要請事項のうち③契約相手方の状況については、特に車両管理業務の契約の状況に留意するとともに、④一般会計と特別会計の計上区分及び執行の状況については、一般会計から人件費を支出している厚生労働本省職員に対して労働特会からタクシー使用金額が支出されていたことなどが国会で議論され今回の要請となった経緯を踏まえて、厚生労働省についても併せて検査することとした。

2　検査の結果

(1) 契約方法、契約手続などの状況

ア　契約方法の状況

庁費等に係る対象契約（18年度から20年度（12月まで）に締結された支出原因契約）を契約方式別にみると、一般競争契約及び企画随契等の19年度の件数及び支払金額は、18年度よりも増加し、指名競争契約及び企画競争等を経ない随意契約は減少している。

応札（応募）者数別にみると、18年度以降、一般競争契約及び企画随契は、1者応札（応募）の件数

割合が40%以上を占め、一般競争契約においては1者応札の件数割合が上昇している。

平均落札率をみると、18年度から20年度（12月まで）までのいずれも一般競争契約及び指名競争契約は85%程度と低く、企画随契等及び企画競争等を経ない随意契約は95%程度と高くなっている。

イ　契約手続の状況

入札参加資格要件の設定状況をみると、契約実績を求めている契約のうち、公的機関との契約実績を求めている件数割合は、19年度及び20年度（12月まで）とも16%程度となっている。また、「役務」の同割合は20%程度となっていて、契約種類のうちでは最も件数割合が高くなっている。

さらに、一般競争契約の仕様書における業務内容の明示や企画競争の審査における評価内容等の明示が十分でないなどの事態や、単価契約における契約単価の設定において、1か月分の総額で行われた入札において落札価格の基礎となった単価よりも高い単価で契約している事態が見受けられた。

(2) 契約内容、契約金額などの状況

ア　契約内容の状況

事務用消耗品について、個別に少額随契を行うことなく一括して一般競争契約による購入を検討すべきであったと認められるもの、各庁舎で実施している業務等の発注単位の設定について集約化を検討すべきもの、契約した業務範囲の設定が適切でなかったり、業務の実施方法を検討すべきであったりしているものが見受けられた。

イ　契約金額の状況

トナーカートリッジの購入について、経済性だけでなく環境にも配慮して、供給状況に応じた純正リサイクル品の購入を図ることができるよう仕様の記載を検討すべきであったと認められるもの、固定電話発携帯電話着の通話料について、固定電話会社が設定した経済的な料金プランの利用を検討すべきであったと認められるものが見受けられた。

業者から徴取した見積り（以下「参考見積り」という。）を基に予定価格を算定している契約について参考見積りの徴取数をみると、62.0%が1者となっていて、その選定方法は、既契約の契約者など限られた範囲から徴取しているものがほぼ100%となっている。また、予定価格の算定に当たり、予定数量の算出を誤ったり、適用すべき積算基準、単価が定められているのに使用していなかったりしていたものが見受けられた。

(3) 契約相手方の状況

ア　契約種類別、契約方式別の契約状況

「役務」について、契約方式別に契約相手方の件数割合をみると、競争契約では「民間企業」がおおむね90%以上を占めているが、随意契約では「民間企業」の件数割合は60%前後と低く、「所管公益法人」が20%前後を占めている。また、支払金額割合をみると、「所管公益法人」は、一般競争契約では18年度6.9%から19年度22.9%へ上昇している一方、企画競争等を経ない随意契約では18年度38.7%から19年度34.1%へと低下している。

「役務」の契約相手方別に応札（応募）者数及び平均落札率をみると、一般競争契約の平均応札者数は、「民間企業」が2.1者から2.6者であり、そのほかの契約相手方のおおむね1者程度と比較して多いものの、1者応札の件数割合がいずれの年度も50%前後を占めている。平均落札率は、いずれの年度も「民間企業」が80%台前半、「所管公益法人」が90%前後となっている。

企画随契の「所管公益法人」の平均応募者数は1.5者程度で「民間企業」の2.5者程度よりも少なく、1者応募の件数割合はいずれの年度も「所管公益法人」が約70%で「民間企業」の30%台よりも高くなっている。

イ　随意契約とした理由等

随意契約とした理由をみると、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」が大半となっていて、全般的な傾向としては、他に履行可能な者がいる可能性が高いと思われる契約の件数割合は低下しており、競争契約や企画随契等に移行しているものと考えられる。また、その内容からみて一般競争契約への移行を検討すべきであったと認められるものが見受けられた。

ウ　車両管理業務の契約状況

談合が行われていた地方整備局（港湾空港関係を除く。）及び北海道開発局とそれ以外の組織とに区分して、対象契約のうち公正取引委員会が談合を認定した期間（以下「談合認定期間」という。）内の通算の平均応札者数及び平均落札率をみると、地方整備局及び北海道開発局は平均応札者数は3.1者で、それ以外の組織の4.2者に比べ1.1者少なく、平均落札率は95.9%でそれ以外の組織の78.4%に比べ17.5ポイント高くなっている。

また、地方整備局及び北海道開発局について、18年度から20年度の契約を談合認定期間に締結された契約とそれ以降の契約とに区分してみると、談合認定期間以降は、公正取引委員会が談合を行っていたとした者以外の4事業者と契約を行っていて、談合認定期間内と比較すると、平均応札者数は3.1者から4.3者と1.2者増加し、平均落札率は95.9%から81.2%と14.7ポイント低下している。

(4) 国土交通省における計上区分及び執行の状況

ア　庁費等の会計別の計上区分及び執行

庁費等に係る支払について一般会計及び特別会計の計上割合を09庁費の支出済歳出額と比較してみると、地方整備局及び北海道開発局の特別会計の計上割合（それぞれ75.4%、80.1%）は、庁費的経費からの支払が多くなっていることから、いずれも09庁費の支出済歳出額の計上割合（それぞれ26.2%、4.5%）より高くなっており、本局に比べて事務所等の方が特別会計に占める庁費的経費の計上割合が高くなっている。

イ　文書事務に共通的に使用される経費の計上区分及び執行

文書事務に共通的に使用される電子複写用紙及びトナーカートリッジに係る経費をみると、地方整備局及び北海道開発局については、特別会計の計上割合が比較的高くなっている。また、一般会計及び特別会計の計上割合や特別会計別の計上割合は区々となっていて、合理的な計上区分は見いだせない。

また、同種の事業を行っている組織であっても、庁費的経費の計上割合が大きく異なっていたり、大半が庁費的経費からの支払となっていたりしていて、真に工事等に必要なものだけに限定されているのか確認できない事態も見受けられた。

ウ　タクシー使用金額の計上区分及び執行

19年度のタクシー使用金額の計上区分をみると、職員の基本給を支出する会計（以下「所属会計」という。）とタクシー使用金額を支出した会計との関係については、大臣官房ほか11局（自動車交通局及び航空局を除く。）の職員の所属会計はすべて一般会計となっているのに対し、このうち、大臣官房、河川局及び港湾局においては、一般会計のほかに特別会計からもタクシー使用金額を支出している。

なお、本省においては、20年6月以降タクシー乗車券の使用を取りやめて職員による立替払としていて、8月以降は、タクシー使用金額はすべて当該使用職員の所属会計から支出している。

エ　前渡資金の交付及び金券類の管理

前渡資金の交付をみると、庁中常用の雑費について、手持ち限度額を上回る額の前渡資金の交付を

受けている事態が見受けられた。また、金券類の管理をみると、年度末における保有相当額が年度中の支払金額以上となっているなどの事態が見受けられた。

(5) 厚生労働省における計上区分及び執行の状況

ア　タクシー使用金額の計上区分及び執行

厚生労働本省のうち、労働特会の職員がいるか、又は、いなくても同特会のタクシー乗車券を使用した課室における19年度のタクシー使用金額の計上区分をみると、職員の所属会計と異なる会計から支出しているものが大半の課室で見受けられ、使用金額の32.9%を占めている。一方、労働局のタクシー乗車券の使用実績はない。なお、本省では、20年12月までに、タクシー使用金額はタクシー乗車券を使用する職員の所属会計から支出するよう方針を変更している。

イ　超過勤務手当の計上区分及び執行

厚生労働本省における19年度の超過勤務手当の計上区分をみると、職員の所属会計と異なる会計から超過勤務手当を支出しているものが支出額の6.7%を占めている。また、47労働局における19年度の超過勤務手当の計上区分をみると、本省と同様の事態が47労働局すべてにおいて見受けられ、支出額の16.9%を占めている。なお、本省では20年9月から、労働局では21年4月から、ともに、職員への超過勤務手当は当該職員の所属会計から支出するよう方針を変更している。

ウ　共通経費の計上区分及び執行

厚生労働本省における19年度の光熱水料、庁舎維持管理費等の両会計の業務に係る共通の経費（以下「共通経費」という。）についての一般会計と労働特会の計上区分をみると、両所属会計の予算定員割合によるとしていたり、過去の会計別の実績によるとしていたりなどしている。一方、47労働局における共通経費をみると、両会計で負担すべき経費について労働特会のみから支出しているなど、計上区分が合理的とは認められない事態が見受けられた。

3　検査の結果に対する所見

庁費等については、次のような点に留意することにより、経済的、効率的な執行に努める必要がある。

(1) 今後とも契約方式の見直しに努め、必要以上に応札者の範囲を制限しないように入札参加資格要件を定めるとともに、業務内容等について正確な情報を提供するよう努める。

(2) 事務用消耗品については、個別に少額随契を行うことなく一括化による一般競争契約への移行に努める。業務範囲の設定や業務の実施方法の見直し、購入品の仕様の検討や経済的な料金プランの利用に努める。参考見積りの徴取先は原則として複数とし、特定の相手方に偏らないように配慮する。

(3) 入札参加資格要件の設定、契約内容の明示や発注単位の設定等、契約内容を検討するなどして、競争性の確保に努める。

(4) 車両管理業務については、早急に談合等により生じた損害額の調査を行い、早期の損害回復に努める。

(5) 庁費等の支払に当たっては、特別会計の設置目的、事業に沿った合理的な計上区分を行い、工事等との関連性等について第三者の理解が得やすい明確な内容とするよう努める。

(6) 厚生労働省については、一般会計と労働特会間における労働局の共通経費の計上区分を合理的なものとするよう、両会計の適切な負担について検討する。

本院としては、今後とも、庁費等の予算執行において、契約の公正性、競争性及び透明性の確保に向けた取組が着実に行われ、庁費等の支出が適正なものとなっているかなどについて、多角的な観点から引き続き検査していくこととする。

独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について

1　検査の背景及び実施状況

(1) 参議院からの検査要請の内容

ア　検査の対象

全独立行政法人（平成21年3月末現在で100法人）

イ　検査の内容

独立行政法人についての次の各事項

①　業務及び財務の状況

②　各独立行政法人における契約制度、落札率等入札、契約の状況

(2) 20年次の会計検査の実施状況

上記の要請により20年次に実施した会計検査の結果については、20年11月7日、参議院議長に報告した（以下、この報告を「20年報告」という。）。そして、20年報告の検査結果に対する所見において、各独立行政法人が策定した随意契約見直し計画に基づく個別の随意契約の見直し状況に係る検証を中心に引き続き検査を実施して、取りまとめが出来次第報告することとした。

(3) 21年次の検査における検査の着眼点

21年次においては、各独立行政法人が策定した随意契約見直し計画に基づく個別の随意契約の見直し状況に係る検証を中心に、契約事務が適切に行われて、公正性、競争性及び透明性が確保されているかなどに着眼して検査を実施した。

2　検査の結果

(1) 独立行政法人の契約制度について

ア　公告の方法を明確に会計規程等で定めていない法人や、公告期間の下限が国の基準を下回っている法人については、規定の整備、見直しが行われていて、21年4月1日現在でこれらすべての法人で改善されている。

イ　随意契約によることができる範囲が明確かつ具体的でない包括的随契条項又は契約相手方が公益法人の場合は随意契約ができるとする公益法人随契条項を引き続き設定している法人が、21年4月1日現在でそれぞれ7法人、2法人ある。

ウ　企画競争又は公募を導入している法人は、21年4月1日現在で、それぞれ95法人、85法人となっており、このうち実施方法に係る要領、マニュアル等を整備している法人は、それぞれ70法人、61法人となっている。

エ　契約の発注に際して、予定価格を作成しなければならない旨を明確に会計規程等で定めていなかった法人については、規定の整備が行われていて、21年4月1日現在ですべての法人で改善されている。また、予定価格の作成の省略に関する取扱いについて、予定価格の作成を省略する理由や対象範囲が明確でない要件を設定している法人が21年4月1日現在で18法人ある。

(2) 入札及び契約全般の状況について

ア　20年度（12月まで）の随意契約の割合は件数で57.2%、支払金額で67.9%となっていて、前年度同期と比較して低下しているものの、件数割合、支払金額割合共に競争契約を依然上回っている。また、平均落札率も随意契約は競争契約より8.2ポイント高くなっていて、競争性及び経済性の面でまだ十分ではない状況となっている。

競争契約の応札者数の状況をみると、1者応札の割合（件数42.4%、支払金額34.7%）は、前年度同期と比較して、件数割合で7.1ポイント、支払金額割合で6.8ポイント上昇している。そして、1者応札の平均落札率（95.7%）は、複数応札の平均落札率を11.7ポイント上回っているなど、競争契約であっても1者応札については、実質的な競争性を確保しにくい状況となっている。

イ　19年度及び20年度に締結された一般競争契約の一部を抽出して、入札に係る手続の実施状況について検査したところ、公告の周知期間や見積期間の確保が十分でなかったり、入札参加要件が制限的なものとなっていたり、仕様書等の内容が明確になっていなかったりなどしていて、競争性、公正性等の確保に関して検討すべきであったと認められる事態が見受けられた。

(3) 随意契約の実施状況について

ア　20年度（12月まで）の随意契約は、前年度同期と比較して、件数で28.9%、支払金額で11.2%減少している。

イ　20年度（12月まで）の企画随契（企画競争により選定した者を契約相手方として締結する随意契約）は、前年度同期と比較して、件数で77.3%、支払金額で92.2%増加している。そして、企画競争の1者応募の件数割合（28.2%）は、前年度同期と比較して10.5ポイント低下しているものの、依然として高い割合となっていて、複数の事業者の中から優れた企画を提案した者を選定する手続の実効性を確保しにくい状況となっている。

19年度及び20年度に締結された企画随契の一部を抽出して、企画競争に係る手続の実施状況について検査したところ、企画競争参加要件を必要以上に限定していたり、審査に当たっての評価方法が具体的でなかったり、審査を行っている外部有識者に契約の利害関係者が含まれていたりなどしていて、競争性、公正性及び透明性の確保に関して検討すべきであったと認められる事態が見受けられた。

ウ　20年度（12月まで）の公募を経た随意契約は、前年度同期と比較して、件数で362.3%、支払金額で76.7%と大幅に増加している。

19年度及び20年度に公募を実施して締結された契約の一部を抽出して、公募に係る手続の実施状況について検査したところ、公募において契約予定相手方名を表示しているなど、競争性、公正性及び透明性の確保に関して検討すべきであったと認められる事態が見受けられた。

エ　20年1月から12月までの間において締結された契約のうち、点検対象随意契約（各法人が随意契約見直し計画において点検の対象とした18年度の随意契約）と対応することが把握できた18,318件について、各法人が講じた見直し措置の状況をみると、8,279件（45.1%）がより競争性の高い契約方式に移行している。このうち、競争契約に移行したものについてみると、1者応札の割合は56.2%となっている。また、1者応札となっている契約の82.7%は、従前の随意契約と同一の契約相手方となっており、契約相手方の固定化の割合が高くなっていて、十分に競争の効果が発揮されているとはいえない状況にある。

オ　20年報告に掲記した個別の事態（随意契約とした理由の妥当性に関して検討すべきであったと認められた契約）955件について、20年度末現在における見直し状況をみると、「措置未済」と区分したものの中には、20年報告では競争契約等へ移行したことから「措置済み」としたものについて、その後、再び随意契約を行っていることが判明したため、「措置未済」としたものも含まれている。

(4) 公益法人等を契約相手方とする随意契約について

ア　公益法人等を契約相手方とする20年度（12月まで）の契約のうち随意契約の割合（件数79.7%、支払金額90.3%）は、前年度同期と比較して、件数割合で11.0ポイント、支払金額割合で2.4ポイン

ト低下しているが、依然として契約全体でみた場合よりも高い。また、競争契約における1者応札の件数割合（69.4%）や企画随契における1者応募の件数割合（55.7%）は、契約全体でみた場合より大幅に高くなっていて、公益法人等を契約相手方とする契約については、実質的に競争性を確保しにくい状況となっている。

イ　公益法人等を契約相手方とする随意契約における再委託の状況について、20年度（12月まで）でみると、契約条項において再委託に関する規定を設けていないものがなお10.1%ある。また、再委託率が50%以上となっているものの割合が件数で44.5%、支払金額で45.4%を占めており、再委託率が90%以上となっているものも、それぞれ6.5%、1.4%ある。

(5) 契約の適正化及び透明性の向上に向けた取組について

20年度の内部監査で、随意契約の妥当性の検証に係る項目を監査項目として設定している法人は69法人となっている。また、20年度の監事監査で、随意契約の適正化を含めた入札及び契約の適正な実施状況を監査項目として設定しているとする法人は92法人となっている。

(6) 発注元独立行政法人退職者の再就職について

発注元独立行政法人退職者の再就職者は、21年4月1日現在で、随契先公益法人等のうち122法人に644人、主な随契先民間企業等のうち92法人に353人がそれぞれ在籍しており、20年報告の19年4月1日現在の状況と比較して、再就職者数は共に減少している。そして、発注元独立行政法人退職者の再就職者が在籍している公益法人等は、在籍していない公益法人等に比べて、1法人当たりの随意契約件数や支払金額が多い。

3　検査の結果に対する所見

随意契約見直し計画に基づく個別の随意契約の見直し状況を検証したところ、より競争性の高い契約方式に移行したものが相当数あるものの、十分に競争の効果が発揮されているとはいえない状況にあったり、競争性等の確保に関して検討すべきであったと認められる事態が見受けられたりしていた。したがって、各独立行政法人においては、随意契約見直し計画に基づき適正化を進めることとされている契約の見直しについて、競争性等の確保に十分留意しつつ着実に実施するとともに、入札及び契約の公正性、競争性及び透明性の更なる向上を図るため、次の点に留意することが必要である。

(1) 独立行政法人の契約制度について

ア　包括的随契条項又は公益法人随契条項を設定している場合や、予定価格の作成を省略する理由や対象範囲が明確でない要件を設定している場合は、し意的な運用を排除するため、各法人の業務の特性等を踏まえて、業務運営上真にやむを得ないと認められるものに限ることとし、これらに係る基準をできる限り明確かつ具体的に定める。

イ　総合評価方式、企画競争、公募、複数年契約等のように、契約の適正化及び透明性の向上に効果があると認められる取組については、積極的に活用を図るとともに、実施に当たっては、適正な執行を確保するため、要領、マニュアル等の整備を行う。

(2) 入札及び契約全般における競争性の確保について

ア　引き続き随意契約が行われているもののうち、真に随意契約によらざるを得ないと認められるもの以外は、発注する業務の内容を仕様書等において具体的に定めるなどして早急に総合評価方式を含む競争契約への移行等を図る。また、従来、特殊な技術、設備等が不可欠であるとして、発注者の判断により、特定の者と契約していたものについても、ほかに履行可能な者がいないかを確認するため、適切に公募を実施する。

イ　一般競争入札の実施に当たっては、①公告は、事業者に等しく周知できるような方法により十分

な周知期間及び見積期間を確保して行うこと、②入札参加要件は、参加者の範囲が過度に制限されることのないよう、契約の確実な履行を確保する上で必要最小限のものに限って明確に設定すること、③入札説明書等は、特定の事業者に有利とならないように中立的な内容とするとともに、受注の可否の判断や入札金額の見積りに必要な情報について具体的かつ明確に示すことなどにより、より多くの事業者に入札への参加機会を与えるとともに、新規の事業者の参加を阻害しないようにして、実質的な競争性の確保に努める。

ウ　企画競争の実施に当たっては、一般競争入札の場合と同様にその手続を適切に行って、実質的な競争性の確保に努める。また、企画競争の審査に当たっては、あらかじめ具体的に定めた複数の評価項目により採点を行うとともに、①評価項目の設定に当たっては、審査に不公平が生じたり、特定の事業者に著しく有利となったりしないように、適切に設定すること、②評価に当たっては、提案内容が適切に評価に反映されるように具体的かつ客観的な判定基準を設定すること、③審査の際には、調達要求部門だけでなく契約担当部門も関与させたり、当該契約の利害関係者を排除したりすることなどにより、手続の公正性及び透明性の確保を図る。

また、公募の実施に当たっては、事業者の参入意欲を阻害しないように、公募の公示や公募説明書等において、契約の確実な履行が困難となるような場合を除いて、契約予定相手方名の表示は行わないこととするなどして、手続の公正性及び透明性の一層の向上を図る。

(3) 公益法人等を契約相手方とする随意契約について

ア　やむを得ず公益法人等を契約の相手方とした随意契約を行わざるを得ない場合においても、ほかに履行可能な者がいないかの把握等を更に厳格に行うとともに、企画競争又は公募を経ない随意契約から競争契約や企画随契等に移行する場合には、実質的な競争性の確保等に努める。

イ　再委託については、契約の内容に応じて、再委託の禁止又は発注者の承認を必要とする旨の契約条項を必ず設けるとともに、特に、再委託率が高率となるものについては、再委託の妥当性や随意契約とした理由との整合性に留意する。

(4) 契約の適正化及び透明性の向上に向けた取組について

随意契約の見直しを確実に実施するため、契約事務の合理化、効率化等を引き続き進めるとともに、内部監査、監事監査等における契約の適正化に向けた審査、監視体制の一層の充実に努める。

(5) 発注元独立行政法人退職者の再就職について

発注元独立行政法人退職者の再就職者が在籍している法人を随意契約の相手方とする場合には、特に透明性の確保に留意して、随意契約とした理由の妥当性等について十分に説明責任を果たせるようにする。

本院としては、独立行政法人制度について原点に立ち返って見直すことが求められていることを踏まえて、20年報告の検査の結果に対する所見において業務及び財務について記述した事項も含め、今後とも、各独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について、多角的な観点から引き続き検査していくこととする。

年金記録問題について

1　検査の背景及び実施状況

(1) 参議院からの検査要請の内容

ア　検査の対象

厚生労働省

イ　検査の内容

年金記録問題についての次の各事項

①　年金記録問題発生の経緯、現状等

②　年金記録問題への対応に係る契約の内容、予定価格の算定、履行及びその確認等の状況

③　年金記録問題の再発防止に向けた体制整備の状況

(2) 検査の着眼点

①　年金記録問題が発生した経緯はどのようなものか、9年1月以降の基礎年金番号への統合及び統合後の事務処理等は、適正かつ迅速に実施されているか。

②　年金記録問題への対応に係る契約は、その内容、予定価格の算定、履行及びその確認等が会計法令等に基づき適切に実施されているか、また、経済的、効率的なものとなっているか。

③　年金記録問題の再発防止に向けた体制は適切に整備されているか。

2　検査の結果及び検査の結果に対する所見

(1) 年金記録問題発生の経緯、現状等

ア　基礎年金番号に統合されずに管理されている約5095万件の年金記録

社会保険オンラインシステム上で管理されていた年金記録は、基礎年金番号導入時の9年1月で約3億件存在していたと推定されている。このうち基礎年金番号が付番されたものは約1億0156万件であり、残りの約2億件は手帳番号により管理されている状態となっていた。そして、18年6月時点でも基礎年金番号に統合されていない年金記録は依然として約5095万件ある状況となっていた。

(ｱ) 年金記録の補正作業及び名寄せの実施状況

ａ　上記の約5095万件の年金記録について、オンラインシステム上で基礎年金番号の年金記録との名寄せを実施するに当たり、氏名、生年月日又は性別が収録されていない年金記録が約524万件存在していた。そこで、社会保険庁は、当該年金記録について氏名等の補正作業を実施したが、補正作業が困難なものが、21年2月現在で26,354件存在している状況である。上記約524万件の補正作業後、20年3月までに、すべての年金受給者及び被保険者等の記録との名寄せを実施した。その結果、基礎年金番号に結び付く可能性のある未統合記録は約1172万件であった。

ｂ　社会保険庁は、厚生年金保険の年金記録をカナ氏名で収録した際、資格喪失被保険者については「漢字カナ変換辞書」を使用してカナ氏名を収録したため、正しい読み方と異なるカナ氏名が収録されているものがあった。同庁は、これに係る約154万件の年金記録を対象として、漢字氏名を収録する補正作業を行って、名寄せを実施した。このうち、補正作業が完了していないものは20年5月現在で3,330件あり、これらの中には補正困難なものがあるとしている。

したがって、社会保険庁は、上記ａ、ｂについては、22年度以降に運用が開始される紙台帳等の記録約8.5億件を電子画像化して検索機能を備えた年金情報総合管理・照合システム等を有効に活用することにより、早急に解明する必要がある。

(ｲ) ねんきん特別便等の実施状況

社会保険庁は、すべての年金受給者及び被保険者等約1億0873万人に年金記録を確認してもらうため、ねんきん特別便を20年10月末までに190億余円の経費をかけて発送している。

ａ　上記のうち、ねんきん特別便の作成及び発送準備業務に係る委託契約において委託業者への指示等が適切でなかったなどのため、予定どおり発送対象者に到達せず、社会保険庁がその費用を負担して再発送した事態が約51万件、計3301万余円見受けられるなどしている。このように、ねんきん特別便の作成及び発送について誤りがあれば、再発送の費用を要することになる。

したがって、今後は、ねんきん定期便が毎年度相当数発送されることから、社会保険庁は、これに係る再発送の事態を避けるため、慎重にその作成及び発送を行う必要がある。

ｂ　社会保険庁は、ねんきん特別便の未回答者や「訂正無し」と回答した者で基礎年金番号に結び付く可能性のある記録があるとされた年金受給者約87万人について、電話や戸別訪問によるフォローアップ照会を実施してきている。その結果、本人と連絡が取れない者等が21年5月末現在で37,340人となっており、その進ちょくに伴い増加する傾向にある。年金記録問題の解決に当たり、ねんきん特別便は、被保険者等の本人が年金記録を確認するための有効な手段の一つであるが、被保険者等に到達しないとこの確認をしてもらうことができない。

したがって、社会保険庁は、本人に年金記録を確認してもらうために必要となる様々なアプローチの方法を検討してこれを実施する必要があり、ねんきん特別便の未回答者に対しては、ねんきん定期便においてその回答を促すなどあらゆる機会を捉えて働きかけを行う必要がある。

(ｳ) 年金記録の基礎年金番号への統合及び記録の訂正・回復状況

社会保険庁は、約5095万件の年金記録のうち約1010万件が21年3月まで基礎年金番号に統合されたとしている（次図）。一方、約1162万件について照会を行うなどの各種解明作業を行った上で、最終的にはインターネット上での公示等により解明・統合を進めることを検討するとしている。

したがって、社会保険庁は、インターネット上での公示等を含め、解明・統合作業を早期に終結させるための方策を検討する必要がある。

図　未統合年金記録(約5095万件)の内訳及び統合状況の推移(推計)

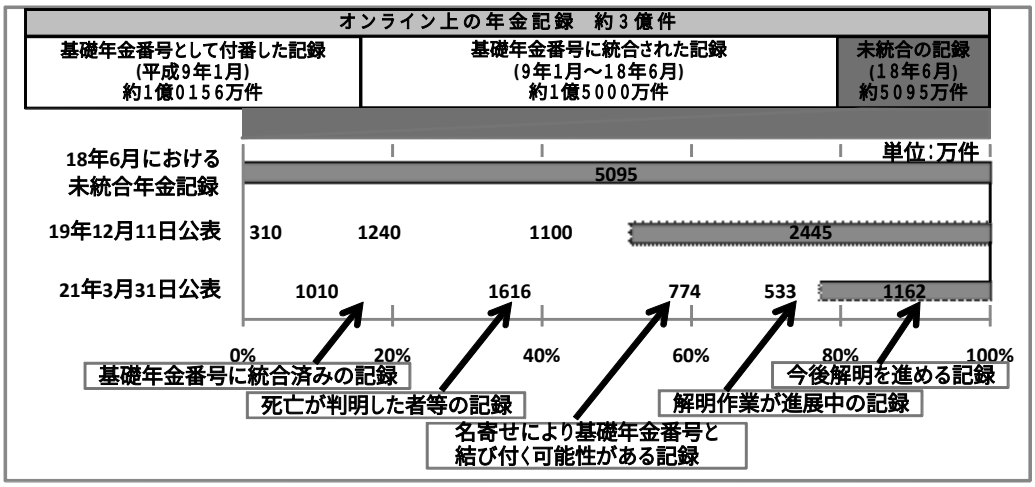

イ　マイクロフィルムで管理されている約1466万件の年金記録

年金記録のオンライン化等の過程において、マイクロフィルムで管理することとされた厚生年金保険喪失台帳等の記録が約1466万件存在することが判明した。社会保険庁は、約1466万件からオンラインシステムに収録済みの記録を除いた記録について、磁気媒体化を行い名寄せを行った結果、

21年5月時点で、約35万人については本人の記録であると確認できたとしている。

したがって、社会保険庁は、名寄せにより氏名等が一致しなかった年金記録等残る記録について、統合作業を早期に終結させるための方策を検討する必要がある。

ウ　オンラインシステム上の年金記録と厚生年金保険被保険者名簿等の記録約8.5億件との突合せ

厚生労働省は、年金情報総合管理・照合システムを整備した上で、オンラインシステム上の記録との突合せを22年度から行うこととしており、必要となる経費は1900億円から2300億円であると試算している。社会保険庁は、20、21両年度に年金情報総合管理・照合システムの開発経費として予算額計66億円を計上している。今後も、同システムの開発及び運用並びに作業人員の配置等に多額の経費が発生することが見込まれている。

したがって、社会保険庁は、その突合せの作業内容が正確性を確保しつつ経済的かつ効率的なものとなるよう、同システムの開発に慎重を期し、かつ、その運用後も定期的にその実施方法及び結果についての検証を行い、随時、人員配置、作業方法等の見直しを行っていく必要がある。

エ　年金記録相談等の実施状況

(ｱ) 年金記録電話相談等の平均応答率は、「ねんきんダイヤル」で38.8%、「ねんきん特別便専用ダイヤル」で68.5%となっている。そして、年金受給者又は被保険者等の年金記録電話相談等の需要に対して十分な対応ができていない期間が生じていると認められる。

したがって、社会保険庁は、その実施に当たっては、被保険者等の年金記録電話相談等に対する需要を的確に予測・分析するなどした上で、オペレータを増員するなどして需要に見合った対応席数を確保することにより、応答率の向上に一層努める必要がある。

(ｲ) 社会保険事務所等における年金記録相談において判明した年金記録について、その基礎年金番号への統合等の処理が適切に行われていなかったため、本来給付されるべきであった年金額が適正に支給されないなどしている事態が見受けられた。

したがって、社会保険事務所等は、被保険者等から氏名変更等に係る届出が無い場合にはこれを提出するよう勧奨したり、被保険者等からの届出が無くとも手帳番号の年金記録を基礎年金番号に統合するための処理を行ったりなどして是正を図る必要がある。特に、年金記録の統合により年金給付額が増加すると見込まれる年金受給者については、社会保険庁は、当該年金給付額が早期に支給されるよう、年金の再裁定等の処理の迅速化に更に努める必要がある。

オ　年金記録の不適正なそ及訂正処理

総務大臣が厚生年金保険に関し20年2月までにあっせんを行った事案の中に、合理的な理由が認められないとされた年金記録のそ及訂正の事案が16件見受けられた。そ及訂正に社会保険事務所等の職員の関与を疑わせる事案も20年9月に公表された。そこで、社会保険庁は、不適正なそ及訂正処理の可能性があるとして抽出した年金受給者に係る約2万件について、20年10月から戸別訪問を開始した結果、同庁職員の関与を疑わせる旨の回答が1,335件あり、このうち211件は職員が特定できるなどとなっている。同庁は、職員の関与について調査を行っており、21年7月及び9月に追加調査等の結果を公表した。職員が関与した事案が20年9月公表の1件のほか25件確認されたとしている。

したがって、社会保険庁は、不適正なそ及訂正処理が行われたとされる者等の迅速な救済を図るために、一定の基準に該当する事案等については、正確性を確保した上で被害者救済のための処理を迅速に行う必要がある。そして、今後同様の事態が生じないよう、事業主等に対する制度の趣旨についての啓発活動や、被保険者等が自分の年金記録を容易に確認できるための方策を執ることなど、再発防止に向けた処置を検討する必要がある。また、職員の関与等、事実関係の調査を引き続

き行い、調査結果を明らかにする必要がある。

(2) 年金記録問題への対応に係る契約の内容、予定価格の算定、履行及びその確認等の状況

本院は、社会保険庁が契約を締結した19年度220契約（支出済額91億余円）及び20年度（20年10月31日までに支払）267契約（支出済額135億余円）について検査を実施した。年金記録問題への対応については、21年度も当初予算額283億余円、補正予算額518億余円が各種の取組のために措置されており、今後も多額の経費が投入されることが予想される。

したがって、社会保険庁は、①調達要求部署からの調達要求について業務の必要性・妥当性を審査するなどして調達の適正化を図り、②予定価格を適正に算定し、③競争性のある適正な契約手続により契約を締結し、④業務の履行状況を適正に確認し支払行為を適正に行い、⑤業務の効果を的確に判断することが必要である。さらに、現在実施している外部の有識者等による事前又は事後の審査を更に厳正に実施することにより、年金記録問題への対応に係る予算の適切な執行に努める必要がある。

ア　19年度の電話相談業務等10契約（随意契約・支出済額計55億余円）は、委託業務を開始した後に契約書の作成を行っており、会計法上適正を欠いているものと認められる。

イ　給付の完了の確認の検査は、契約担当官等の補助者である本庁経理課等の職員が検査職員として行うこととされているのに、実際は、調達要求部署の担当職員の確認をもって検査調書を作成していた。会計実地検査において上記の事態が見受けられたので、社会保険庁は、21年6月15日以降、実際に直接給付の完了を確認する調達要求部署の担当職員を補助者として任命することとした。

ウ　19、20両年度の電話相談業務に係る契約については、業務従事者の業務実施時間数を確認できる根拠資料を提出することなどが仕様書等において明示されておらず、契約の履行確認の際に、支払請求の対象となる業務の実施状況の確認を行うことができない事態が見受けられた。このうち、19年度の「ねんきんあんしんダイヤル」に係る一部の契約には、業務実施時間数に業務を実施していない休憩時間数が含まれており、支払請求の対象から除外すべきであったと思料される。

したがって、社会保険庁は、上記アからウと同様な事態が生じないよう再発防止に努める必要がある。

(3) 年金記録問題の再発防止に向けた体制整備の状況

社会保険庁は、21年1月に業務改革プログラムの項目を整理する改定を行い、年金記録問題への対応、国民サービスの向上、内部統制の仕組みの構築と職員の意識改革の推進等として再編したとしている。

社会保険庁は、内部統制の仕組みの構築等により、不正行為等の不適正な事務処理等の再発を防止したり、内部監査による不適正な事務処理等の早期発見及び是正に努めたりする必要がある。

ア　不適正な事務処理等の防止に係る取組

社会保険庁は、不適正な事務処理等の再発を防止して年金記録の正確性確保を図ることなどを目的として、17年10月以降、各種通知を発しているが、18年3月に不正事故防止のための点検事項等に係る通知を発した後も、年金記録の正確性に影響を及ぼす保険料の横領の不正行為が発生している。

イ　内部監査の実施等による不適正な事務処理等の再発防止に係る取組

社会保険庁が実施する内部監査には、業務監察、会計監査及び自治監査があり、18年10月以降、業務改革プログラム等における監査部門の機能強化を図っている。

(ｱ) 内部監査の実施状況についてみると、業務監察及び会計監査では、年金記録問題への対応に追われた19年度には実施箇所数が大幅に少なくなっている。また、不正事故、現金亡失等の防止の観点から、事前に通告をしない業務監察及び会計監査も実施している。

(ｲ) 内部監査の実施結果についてみると、業務監察では①是正指示事項、②指摘事項、③指導事項について、会計監査では是正等を要すると認めた事項について、それぞれの対象となった地方社

会保険事務局長等に対し文書で通知されるとともに、是正又は改善のための措置及びその結果等について書面で改善報告書の提出を求められることとなっている。18、19、20各年度における本庁及びブロック局が実施した業務監察及び会計監査の実施結果では、20年度の業務監察で適正検査により重点を置いたことなどから、指摘件数の総数が大幅に増加している。

ウ　社会保険庁の基本的姿勢や組織上の問題に対応するための組織改革等

社会保険庁は、21年1月の業務改革プログラムの改定において、内部統制の強化に取り組むために、「内部統制の仕組みの構築と職員の意識改革の推進」について、金融庁企業会計審議会による内部統制の基本的要素ごとに、これまでに実施した各種の取組を整理するなどしている。また、年金記録の正確性を確保するために、「ねんきん定期便の発送」や「インターネットによる年金記録照会」により年金受給者､被保険者等本人が年金記録を確認する仕組みの整備を進めているとしている。

エ　社会保険庁の廃止及び日本年金機構の設立

(ｱ) 日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画

社会保険庁は22年1月に廃止されることが予定されており、厚生年金保険、国民年金両事業は、日本年金機構が厚生労働大臣の監督の下にその業務運営を担うことが予定されている。

20年7月に閣議決定された基本計画によれば、①組織ガバナンスの確立に関する内部統制の仕組みの構築については「リスクアセスメント調査、業務処理マニュアルの整備を進めることや、内部統制を推進する組織体制を整備するなど、内部統制の強化に早急に取り組む」、②監査体制等の整備については「理事長に直結した内部監査部門を設け」、「会計監査人による会計監査のみならず、業務についても外部監査を活用する」、③固定的な三層構造を一掃することについては「本部で一括採用を行うとともに、地方の幹部人事も本部で行う」、④年金記録問題への対応については「一定期間、一定程度の人員・体制がなお必要となる場合も、まずは既定の人員の枠内で最大限の工夫を行うものとし、それでも対応が困難である場合でも、できる限り、外部委託や有期雇用の活用などにより対応するものとする」、「いかなる場合でも、機構の他の業務に重大な支障が生じないよう､厚生労働省が責任を持って適切な対応策を講ずる」ことなどとされている。

(ｲ) 日本年金機構における内部統制システムの構築等

日本年金機構における内部統制システムの構築についてみると、「国民の意見を反映しつつサービスの質の向上を図るとともに、効率的かつ公正・透明な事業運営を行う。」ことなどの基本的視点に基づき、かつ会社法や金融商品取引法に基づく民間企業の取組を参考にして、基本方針を定めているとしている。この基本方針において、①コンプライアンス確保、②業務運営における適切なリスク管理、③業務の有効性・効率性の確保、④適切な外部委託管理、⑤情報の適切な管理・活用、⑥業務運営及び内部統制の実効的な監視及び改善、⑦ＩＴへの適切な対応の7事項が柱として位置付けられている。この7事項における具体的な取組内容は、社会保険庁におけるこれまでの年金記録問題への対応で明らかになった課題等について改善を図るものであるとしている。

したがって、社会保険庁は、このような枠組みの中で、各種取組に対する評価を適切に実施して、解決すべき課題を遺漏なく洗い出すなどすることにより、年金記録問題の再発防止に努める必要がある。

本院としては、今後とも、年金記録に対する国民の信頼の回復を図るなどのために社会保険庁が実施している各種取組が適切に実施されているかについて、多角的な視点から引き続き厳正に検査していくこととする。

防衛装備品の商社等を通じた輸入による調達について

1　検査の背景及び実施状況

(1) 参議院からの検査要請の内容

平成20年6月9日の参議院からの検査要請の内容は、次のとおりである。

ア　検査の対象

防衛省

イ　検査の内容

防衛装備品の商社等を通じた輸入（以下「一般輸入」という。）による調達についての次の各事項

①　一般輸入を含めた防衛装備品調達全般の状況

②　一般輸入による調達の契約方法、契約手続、予定価格の算定などの状況

③　一般輸入に係る過大請求事案の状況及びこれに対する防衛省の対応策の実施状況

(2) 20年次の会計検査の実施状況

会計検査院は、20年次（検査実施期間19年11月から20年7月まで）に本件検査要請に関連した会計検査を実施しており、その状況については、平成19年度決算検査報告に「国会からの検査要請事項に関する検査状況」として掲記した。会計検査院としては、引き続き検査を実施して、取りまとめが出来次第報告することとした。

2　検査の結果

(1) 一般輸入を含めた防衛装備品調達全般の状況

17年度から20年度までにおける防衛装備品の調達額は毎年度約2兆円の金額で推移しており、このうち一般輸入は、5%から7%程度である。一般輸入調達の調達額は中央調達が370億円から764億円の間で、地方調達が617億円から833億円の間で推移している。また、一般輸入調達額を品目別にみると、航空機関係が過半を占めている。

(2) 一般輸入による調達の契約方法、契約手続、予定価格の算定などの状況

ア　一般輸入調達の取引態様

商社等の検査結果を基に一般輸入調達の取引態様を分類すると、①商社等が外国製造会社との間で発注、納品及び支払をしている場合（Ａタイプ）、②商社等が外国製造会社の子会社等を経由して発注、納品及び支払をしている場合（Ｂタイプ）、③商社等が外国販売代理店を経由して発注、納品及び支払をしている場合（Ｃタイプ）、④商社等がその外国現地法人等を経由して発注、納品及び支払をしている場合（Ｄタイプ）となっている。また、21年次に会計実地検査を行った商社等9社の234件の契約について、上記の取引態様に基づいて分類すると、Ａタイプ53件、Ｂタイプ14件、Ｃタイプ70件、Ｄタイプ93件、混合タイプが4件となっている。

イ　契約方式の状況

(ｱ) 契約方式については、中央調達においては、17年度は随意契約が件数で95.3%、契約金額で99.5%とほとんどを占めている。そして、財務大臣通知が発せられた18年度は、17年度と比べて件数では32ポイント低下しているものの、その後は徐々に増加して、20年度は94.6%になっている。また、地方調達においても、17年度は随意契約が件数で91.2%、契約金額で97.3%とほとんどを占めている。そして、20年度は件数、契約金額でそれぞれ15ポイント前後低下しているものの、高い割合になっている。

(ｲ) 随意契約の理由については、中央調達においては、17年度は契約相手方が日本における独占的販売権を有しているなどとして契約の性質等を理由としているものがほとんどであったが、18年度以降は、不落随契を理由としているものがほとんどを占めている。また、地方調達においては、契約の性質等を理由としているものが毎年度最も多くなっているが、この中には18年度以降は公募を実施したものが含まれている。

(ｳ) 一般競争契約の応札者の状況については、中央調達においては、18年度以降の1者応札は67.5%から77.7%と高い割合になっている。また、地方調達においては、18年度の1者応札は44.4%であるが、19年度は80.9%、20年度は92.9%と高い割合になっている。

ウ　販売手数料等の状況

商社等の中には、外国製造会社等から品代に一定の割合を乗ずるなどして計算された販売手数料等の送金を受けているものが見受けられた。したがって、外国製造会社等が発行した見積書及び請求書の品代の金額に、商社等に別途支払われる販売手数料等相当額が実際には含まれている可能性があり、そのため品代が高く設定されている可能性がある状況となっていた。

エ　見積書の発行元の状況

防衛省に提出された一般輸入調達の見積書の発行元の状況は、中央調達については、各年度とも外国製造会社発行の見積書がある契約が7割を超えている。また、地方調達については、17年度から19年度までは外国販売代理店や商社等の外国現地法人が発行した見積書はあるものの外国製造会社発行の見積書がない契約で過半を占めていたが、20年度はその割合が低下し、外国製造会社発行の見積書がある契約が約6割となっている。

オ　請求書の発行元の状況

防衛省に提出された一般輸入調達の請求書の発行元の状況は、中央調達については、各年度とも外国製造会社が発行した請求書がある契約が7割を超えている。また、地方調達については、中央調達に比べると外国販売代理店が発行した請求書はあるものの外国製造会社が発行した請求書がない契約の割合が高くなっている。

カ　外国現地法人等の状況

商社等の外国現地法人又は商社等と資本上の関係等がある外国法人が外国販売代理店として価格設定を行い、商社等が防衛省に提出する見積書等を発行しているものも見受けられた。したがって、このような取引態様では、その価格を商社等の意向により設定することが可能な状況となっていた。

(3) 一般輸入に係る過大請求事案の状況及びこれに対する防衛省の対応策の実施状況

ア　一般輸入調達に係る過大請求事案の状況

(ｱ) 18年11月以降、一般輸入に係る過大請求事案が判明したことを受けて防衛省は、外国製造会社の見積書等の写しを当該会社に送付するなどしてその真正性の確認を行っている。21年7月までに公表された過大請求額は、富士インダストリーズ及び極東貿易についてそれぞれ6億円強、山田洋行について13億円強となっており、山田洋行及び極東貿易については防衛省において過大請求の調査を継続中である。

(ｲ) 会計検査院は、過大請求が判明した商社3社を含む16社について、会計検査院法第23条第1項第7号の規定により検査することを決定して、過大請求が判明していた契約及びその他の契約から任意に抽出した契約を対象として20年5月以降、会計実地検査を行った。

(ｳ) 会計検査院が、前記の3社等に対して会計実地検査を実施したところ、防衛省において把握している山田洋行による過大請求について、支払請求額との相殺等の処置を執っていない事態が2契約につ

いて見受けられた。

(ｴ) 会計検査院は、防衛省による調査において未回答とされていた山田洋行に係る契約のうち外国製造会社に見積書等の真正性の確認が可能なものについて、外国製造会社に対し真正性の確認を行った。その結果、3契約について外国製造会社から、真正でないとの回答があり、合計30万米ドル以上の開差が生じていると認められた。

イ　一般輸入調達に係る防衛省の対応策の実施状況

防衛省は、一般輸入調達における過大請求事案を受けて、外国製造会社に対して、見積書等の写しを送付して、その真正性について直接問い合わせることとする通知を発出したり、特約条項の新設により見積書等の原本提出を商社等へ義務付けたりしている。また、現地価格調査の強化等を図るために輸入調達専門官の増員等の施策を実施している。

3　検査の結果に対する所見

上記の検査の結果を踏まえ、防衛省においては、今後の防衛装備品の一般輸入による調達に当たっては、以下の点に留意することが必要である。

ア　調達の競争性

競争性が十分でないために、不経済な調達となることのないよう調達要求のあった製品に代替可能な他の製品があるか、当該代替品を調達した場合に運用上の支障があるかなどについて調達実施機関が調達要求元に確認を求めるなどして、競争性の拡大を図る必要がある。

イ　価格の妥当性

妥当な計算価格の算定に必要な情報が十分に得られないために、契約価格が国にとって不利なものとなることのないよう次のような措置を検討する必要がある。

(ｱ) 販売手数料等については、20年度から行っている商社等に対する輸入調達調査等において、商社等と外国製造会社等との間の契約に基づく業務内容及びそれに対する対価の授受の状況や見積書の品代の内容の状況把握に努め、これらを計算価格の算定において適切に反映させる。

(ｲ) 商社等と資本上の関係等がある外国現地法人等が価格を設定している場合については、輸入調達調査、現地商社等調査において、商社等及び外国現地法人等の業務内容を調査の上、その実態を把握し、外国現地法人等が設定した価格の妥当性を検証する。

(ｳ) アメリカ合衆国その他の各国における同種装備品等の調達実績について、一層、正確な情報収集を期すことなどにより、適切な調達が行えるよう努める。

ウ　見積書等の真正性

過大請求事案について、その調査や処理を速やかに完了するよう引き続き努めるとともに、商社等が書類を改ざんすることなどによる過大請求が生じることのないよう、その再発防止のために、今後も商社等から提出又は提示された外国製造会社が発行した価格等証明資料を外国製造会社にその写しを送付して、その真正性を問い合わせるなどの対応策を着実に実施していく必要がある。

会計検査院としては、今後とも、防衛装備品の一般輸入による調達が適切に実施されているかについて、多角的な視点から引き続き検査していくこととする。

各府省所管の公益法人の財務等の状況について

1　検査の背景及び着眼点

(1) 参議院からの検査要請の内容

ア　検査の対象

内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

イ　検査の内容

各府省所管の公益法人についての次の各事項

①　財務、特に内部留保の状況

②　国が発注している調査研究事業の状況

(2) 検査の着眼点

上記の①については、公益法人の財務、特に内部留保の状況はどのようになっているか、国等（国又は独立行政法人）の補助金等により設置造成された基金が適切かつ有効に運営されているかなどの点に、②については、調査研究事業に係る契約事務が適切に行われており、公正性、競争性及び透明性が確保されているか、調査研究事業の成果物の活用、管理等は適切に行われているかなどの点にそれぞれ着眼して検査を実施した。

2　検査の結果

(1) 財務、特に内部留保の状況について

ア　平成20年4月1日現在における各府省所管の公益法人6,661法人のうち、18、19両年度のいずれかに国等から補助金等（交付金、助成金、負担金等名称のいかんを問わず、相当の反対給付を受けない資金交付を含む。）の交付若しくは契約に基づく支払を受けているもの又は19年度末現在で国等の補助金等を原資とした基金を保有しているもの（以下、これらを総称して「国費等交付先法人」という。）は計2,018法人となっている。国等から国費等交付先法人に対する支出は、19年度には、国からは1,542法人に対して5764億円、独立行政法人からは971法人に対して2498億円となっている。このうち、国からの支出についてみると、各府省が自ら所管する公益法人に対する支出額が約96%を占めている。

イ　国費等交付先法人のうち、1事業年度が国の1会計年度と同じ当該年の4月から翌年の3月までとなっている1,854法人における19年度の収入の状況をみると、年間収入額に占める国等からの支出額の割合は平均で13.8%であるが、このうち、年間収入額の3分の2以上を国等からの支出が占めているものは206法人となっている。

ウ　国費等交付先法人における19年度末の内部留保額は1法人当たりの平均でみると120百万円となっており、国等からの支出を受けていない法人と比べて約3倍となっている。また、内部留保率が30%を超えている法人は全体の3分の1程度となっている。内部留保と国費等との関係をみると、国等からの支出規模が大きい法人では、内部留保額の高い法人の割合が高くなっている。

エ　個別の法人を抽出して検査したところ、国からの補助金等の人件費への充当について検討の必要があったと認められるもの、内部留保額の算出上減算項目となる公益事業基金等の妥当性に疑義のあるもの、国の補助金により設置造成されている基金の運用益が内部留保の増加に影響していると考えられるもの及び国への補助金の返納が遅延しているものが見受けられた。

オ　19年度に実施された所管府省による立入検査の結果、財務・会計面で改善すべき事項があった国費

等交付先法人233法人のうち、115法人（49.4%）に文書により改善の指示を行っている。

また、所管府省から18、19両年度のいずれかに補助金等の交付又は契約に基づく支払を受けている公益法人1,521法人について、所管府省退職者の再就職者の状況をみると、20年4月1日現在で1,163法人に9,900人が在籍している。そして、所管府省退職者の再就職者が在籍している法人は、在籍していない法人に比べて、19年度の1法人当たりの所管府省からの補助金等の交付額で約7倍、1件300万円以上の随意契約に基づく支払金額でも約7倍となっている。

カ　20年度末現在、国等の補助金等により設置造成されている基金は145基金（国所管基金110基金、独立行政法人所管基金35基金）あり、保有額合計は1兆0872億円（うち国等の補助金等相当額1兆0191億円）に上っている。

国所管基金110基金について、事業実績率（直近3年間の平均事業実績額を元年度以降におけるピーク時の事業実績額で除して算定）をみると、算定になじまない33基金を除いた77基金のうち、30%未満となっているものが27基金あり、基金保有倍率（直近の基金保有額を直近3年間の平均事業実績額で除して算定）をみると、算定になじまない40基金を除いた70基金のうち、50倍以上となっているものが19基金ある。また、本院の17年10月の報告における事業実績率から低下している基金や同報告における基金保有倍率から上昇している基金も見受けられる。

145基金の保有形態をみると、保有額の半分以上を債券で保有している基金も見受けられ、基金によっては、事業終了時の補助金の国庫返納のため満期償還前に債券の売却を行う結果、損失が発生するおそれもある。

145基金の運用益の使途に関する規定の有無及びその内容についてみると、130基金において規定があるが、そのうち2基金は基金事業のほか、それ以外の事業にも充当できるとする内容の規定も設けている。

国所管基金については、政府において18年に閣議決定された基準に従って見直しが行われ、基金事業の目標の策定は多くの基金についてなされているが、定量的な目標を設定した上で目標達成度を評価したとしている基金は少ない。また、上記の見直しで算出した保有割合をみると、その算出に当たって使用した必要見込額の算出方法について、より合理的な指標を用いて算出すべきものなどが見受けられる。

(2) 国が発注している調査研究事業の状況について

ア　19年度の対象契約全体でみると、下表のとおり、随意契約の割合が高く（件数ベース72.6%、支払金額ベース82.2%）、その平均落札率（98.5%）も競争契約より高くなっていて、競争性及び経済性の面で十分ではない。また、競争契約は、1者応札の割合が高く（件数ベース58.3%）、その場合の平均落札率（92.6%）は2者以上応札の場合を8%以上上回っている。一方、企画競争における1者応募の割合も高い（件数ベース55.8%）。

表　契約方式の全体状況

(単位：%)

契約方式 / 年度等		一般競争契約	うち総合評価方式	指名競争契約	うち総合評価方式	競争契約（計）	うち総合評価方式	随意契約	うち企画随契	うち企画競争等を経ない随意契約	合計
件数割合	平成18年度	10.6	0.3	5.0	-	15.6	0.3	84.4	27.8	47.1	100
	19年度	23.3	9.9	4.1	-	27.4	9.9	72.6	30.0	8.2	100
支払金額割合	18年度	4.3	0.1	2.4	-	6.7	0.1	93.3	38.9	49.4	100
	19年度	15.7	10.4	2.1	-	17.8	10.4	82.2	35.7	15.7	100

抽出した対象契約について検査したところ、競争契約等において資格要件や履行期間等が制限的となっていて競争性の確保に関して検討の必要があったもの、総合評価方式の実施方法において透明性が十分でないものなどが見受けられた。

イ　19年度の対象契約について、人件費単価及び諸経費率の分布状況をみると、契約により内容や履行の難易度に違いがあるため一律に比較できないものの、相当のばらつきがある。

ウ　19年度の対象契約のうち再委託が行われているとしている契約のうち、再委託率が50%以上のものは9.0%（件数ベース）となっている。また、16省庁が概算契約の額の確定方法について統一的な要領等を作成していない。

抽出した対象契約について検査したところ、再委託の承認手続をとっていなかったり、概算契約において区分経理が行われていなかったり、成果物の納品が遅延していたりしているものなどが見受けられた。

エ　19年度の対象契約に係る成果物（4,300件）のうち、公表しているものの割合は、39.9%（件数ベース）で、インターネットによる公表は14.3%にとどまっており、国立国会図書館への納本率も低い。また、成果物のうち24.2%については、契約条項において著作権の帰属に関する規定がない。

3　検査の結果に対する所見

(1) 財務、特に内部留保の状況について

各府省は、今後、新たな公益法人制度の趣旨を踏まえつつ、以下の点に留意して、公益法人に対する国等の支出が経済的、効率的に行われて、その効果が十分上がるよう努める必要がある。

ア　公益法人における補助事業の実施及び経理について

公益法人における補助事業の実施に当たっては、公益法人に対する指導を強化するとともに、額の確定に当たって厳正な審査を行う。また、公益法人から補助金等を国に返納させる必要がある場合には、公益法人に補助金等が滞留しないよう、額の確定等の手続を速やかに行う。

イ　公益法人に対する国の支出の透明性について

国からの支出額に係る公表については、公益法人に対する国の支出の状況がより明らかになるよう努める。

ウ　公益法人の内部留保について

各府省は、所管する公益法人に対して、内部留保額等が公益法人の財務において重要な指標の一つであることを認識させて、その算出が適正に行われるよう指導する。

また、内部留保の規模が過大になっている公益法人に対しては、内部留保の規模が適正になるよう指導する。

エ　所管府省による指導監督及び所管府省退職者の再就職者の状況について

所管する公益法人への財務状況についての指導監督を実効あるものにするために、財務状況の的確な把握に努めて、指導が必要な事項は適時適切に文書によって行い、当該法人が講じた措置の履行状況の把握にも努める。

また、所管府省退職者の再就職者が在籍している公益法人への支出に当たっては、特にその透明性の確保に留意して、当該法人に対する支出の必要性等について十分説明責任を果たせるようにする。

オ　基金事業の運営について

今回の検査において検討すべき事態が見受けられた基金については、早急に実効性のある見直しを行って所要の処置を講ずる。

また、これらを含めて、今後の基金事業の運営に当たっては、事業実績及び保有倍率を考慮に入れ

て利用条件や基金規模の検討を常に行うとともに、基金設置の趣旨に沿った管理や基金の国庫返納の際の損失発生を回避する手段の検討について公益法人を指導する。さらに、定量的な目標の策定とこれに基づく適切な目標達成度の評価及び基金事業の見直しに努める。

(2) 国が発注している調査研究事業の状況について

公益法人に調査研究事業を発注している各府省等は、次の点に留意することにより、契約の経済性、公正性、競争性及び透明性の更なる向上に努めるとともに、調査研究事業の成果が広く国民に活用されるよう努める必要がある。

ア　契約の競争性について

(ｱ) 随意契約を実施しているものについては、企画競争等によらざるを得ない場合を除いて、早急に総合評価方式を含む競争契約への移行を図る。また、企画競争等を経ない随意契約による場合には、なるべく複数者から見積書を徴して、競争の原理の応用に努める。

(ｲ) 契約相手方の選定に当たって技術等の評価を必要とする場合には総合評価方式を実施することを原則とし、同方式の導入になじまない場合に限って企画競争の実施を検討する。また、総合評価方式及び企画競争については公平性及び透明性の一層の向上を図る。

(ｳ) 競争契約や企画競争を行うに当たっては、契約の適正な履行の確保に配慮しつつ、より多くの者の参加が可能となるよう、資格要件や履行期間等が制限的なものとならないよう留意するほか、仕様書等を明確にするなどして、実質的な競争性の確保に努める。また、公募を実施する場合には、公正性を確保するため契約予定相手方名の表示は行わないようにする。

イ　予定価格の算定について

調査研究事業では、積算基準、実例価格、公益法人の財務データなど、利用可能な資料のうちから実態に適合したものに基づいて人件費、諸経費等を積算することにより、算定の合理性の向上に努める。

ウ　契約の履行及びその確認について

公益法人による再委託について管理を厳格にするなどして、契約の履行管理の徹底を図るとともに、概算契約の適切な履行を確保する。また、成果物の納品等、契約の履行確認の徹底を図る。

エ　成果物の公表及び管理について

調査研究事業の成果物については、国民に有用な情報を提供するとともに、個人情報の保護等に十分留意しつつ、公表に係る要領等を整備して一層積極的に公表を進める。基本的にインターネットによる公表を推進するとともに、各府省等全体の取組として国立国会図書館への納本を励行する。また、成果物の著作権については、契約書等において各府省等への帰属を明確に定めておく。

本院としては、公益法人制度の改革に伴う各府省所管の公益法人の今後の状況を注視するとともに、公益法人に対しては、引き続き、国等から多額の支出がなされることも見込まれることから、今後とも、これらの支出及びこれにより設置造成された基金について、多角的な観点から検査していくこととする。